

新	旧
<p><u>別紙</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>全国健康保険協会管掌健康保険</u>、<u>組合管掌健康保険</u>及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、<u>〇〇厚生（支）局長</u>（以下「甲」という。）及び<u>〇〇都道府県知事</u>（以下「乙」という。）と社団法人<u>〇〇都道府県柔道整復師会長</u>（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は、<u>地方社会保険事務局長</u>、<u>全国健康保険協会都道府県支部長</u>（以下「健保協会支部長」という。）及び<u>健康保険組合連合会会長</u>から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は、<u>国民健康保険の保険者</u>及び<u>後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた<u>国民健康保険中央会理事長</u>から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>	<p><u>別紙2</u></p> <p>第1章 総則</p> <p>(目的)</p> <p>1 本協定は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>政府管掌健康保険</u>、<u>組合管掌健康保険</u>及び船員保険の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を、<u>〇〇社会保険事務局長</u>（以下「甲」という。）及び<u>〇〇都道府県知事</u>（以下「乙」という。）と社団法人<u>〇〇都道府県柔道整復師会長</u>（以下「丙」という。）との間で合意し、これに基づき、丙の会員である者（以下「会員」という。）に対して受領委任の取扱いを行わせることを目的とする。</p> <p>(委任)</p> <p>2 本協定の締結を行うに当たっては、甲は<u>健康保険組合連合会会長</u>から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、乙は<u>国民健康保険の保険者</u>及び<u>後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた<u>国民健康保険中央会理事長</u>から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>

3 2の委任は、本協定の締結並びに第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4～5 略

第2章 略

第3章 保険施術の取扱い

13 略

(受給資格の確認等)

14 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

第4章 療養費の請求

3 2の委任は、本協定の締結並びに第2章及び第8章に係る事務等の委任であって、保険者等（政府を除く。）における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4～5 略

第2章 略

第3章 保険施術の取扱い

13 略

(受給資格の確認等)

14 丁は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

第4章 療養費の請求

2 1 略

(申請書の送付)

2 2 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付する。
丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

2 3 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、丁が所属する各都道府県社団法人柔道整復師会長を経由して丁に返戻すること。

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2 4 健保協会支部長は、全国健康保険協会管掌健康保険に係る申請書を審査するため、全国健康保険協会都道府県支部（以下「健保協会支部」という。）に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体

2 1 略

(申請書の送付)

2 2 丁は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、丙に送付する。
丙は、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等（健康保険組合を除く。）の所在地の地方社会保険事務局長若しくは国民健康保険団体連合会（24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合に限る。以下「国保連合会」という。）又は健康保険組合へ送付すること。

(申請書の返戻)

2 3 甲又は国保連合会は、24の柔整審査会の審査対象である申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、当該保険者等に代わり丁が所属する各都道府県社団法人柔道整復師会長を経由して丁に返戻すること。

ただし、健康保険組合に係る申請書の返戻については、当該健康保険組合が同様に行うこと。

第5章 柔整審査会

(柔整審査会の設置)

2 4 甲は、政府管掌健康保険及び船員保険に係る申請書を審査するため、各地方社会保険事務局に柔道整復療養費審査委員会を設置すること。

乙は、国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書について、当該保険者等に代わり国保連合会に審査を行わせるため、国民健康保険団体連合会と協議の上、国民健康保険団体連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、

連合会に国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会（以下、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、健保協会支部長と乙の協議により、健保協会支部の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、船員保険に係る申請書を審査するため、地方社会保険事務局長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任すること。また、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は健保協会支部長と協議の上、健保協会支部長に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

2 5 健保協会支部長又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して丁から報告等を徴することができること。

第6章 療養費の支払い

（療養費の支払い）

2 6 保険者等（健康保険組合を除く。）及び健保協会支部長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

2 7 略

2 8 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義が

各地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会と合わせて「柔整審査会」という。）を設置させることができること。

ただし、乙が国民健康保険及び後期高齢者医療に係る申請書の審査の委任を受けている場合は、甲と乙の協議により、地方社会保険事務局の柔道整復療養費審査委員会で引き続き審査を行うことができること。

なお、組合管掌健康保険に係る申請書を審査するため、都道府県健康保険組合連合会会長は甲と協議の上、甲に審査を委任することができること。

（審査に必要な報告等）

2 5 甲又は国保連合会は、柔整審査会の審査に当たり必要と認める場合は、丙を経由して丁から報告等を徴することができること。

第6章 療養費の支払い

（療養費の支払い）

2 6 保険者等（健康保険組合を除く。）及び地方社会保険事務局長に審査を委任している健康保険組合（以下「審査委任保険者等」という。）は、受領委任の取扱いに係る療養費の支払いを行う場合は、それぞれの審査委任保険者等が所在する都道府県の柔整審査会の審査を経ること。

2 7 略

2 8 審査委任保険者等は、点検調査の結果、請求内容に疑義が

ある場合は、健保協会支部長又は国保連合会にその旨を申し出ること。

ある場合は、甲又は国保連合会にその旨を申し出ること。

29～32 略

29～32 略

第7章 再審査

(再審査の申し出)

第7章 再審査

(再審査の申し出)

33 丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（健保協会支部長に審査を委任している場合に限る。）若しくは地方社会保険事務局（船員保険に係るものに限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の健保協会支部長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

33 丁は、保険者等の支給決定において、柔整審査会の審査内容に関し不服がある場合は、その理由を附した書面により、丙及び健康保険組合（地方社会保険事務局長に審査を委任している場合に限る。）を経由して審査委任保険者等の所在地の地方社会保険事務局長又は国保連合会に対して再審査を申し出ることができること。

なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

なお、丁は、再審査の申し出はできる限り早期に行うよう努めること。また、同一事項について、再度の再審査の申し出は、特別の事情がない限り認められないものであることを留意すること。

34 健保協会支部長又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

34 甲又は国保連合会は、審査委任保険者等から請求内容に疑義がある旨及び丁から再審査の申し出があった場合は、柔整審査会に対して、再審査を行わせること。

第8章 略

第8章 略

第9章 その他

(情報提供等)

第9章 その他

(情報提供等)

37 甲又は乙は、8の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、当該情報を保険者等に連絡すること。また、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに保険者等及び他の地方厚生（支）局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

この場合において、保険者に連絡する際（健康保険組合に限る。）は、都道府県健康保険組合連合会会長を経由して行うこと。

38～40 略

（経過措置）

41 平成20年9月30日までにを行った施術に係る療養費の請求（政府管掌健康保険分に限る。）については、健保協会支部長が、審査支払いを行うこと。

また、「柔道整復師の施術に係る療養費の取扱いについて」（平成20年9月22日保発第0922004号）1（1）に基づき、同年10月1日において登録を受けたとみなされた施術管理者である会員及び勤務する柔道整復師が、同年9月30日までにを行った施術に関する指導及び監査は、甲及び乙が行うこと。

37 甲又は乙は、8の受領委任の取扱いに係る登録を行った丁に関し、所要の事項を記載した名簿を備えるとともに、12により受領委任の取扱いを中止した場合は、速やかに他の地方社会保険事務局長又は都道府県知事にその旨を連絡すること。

38～40 略

（前協定の廃止等）

41 昭和（平成）〇〇年〇〇月〇〇日付で乙と丙の間で締結した協定書は、平成11年12月31日をもって廃止すること。また、平成20年3月31日までにを行った施術の療養費の請求に関しては、従前の例によること。

新	旧
<p data-bbox="94 229 192 261">別添 2</p> <p data-bbox="405 296 743 331">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="129 421 322 453">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="116 469 206 501">(目的)</p> <p data-bbox="103 517 1055 935">1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険</u>の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="116 999 206 1031">(委任)</p> <p data-bbox="103 1046 1055 1369">2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、<u>地方厚生(支)局長</u>（以下「厚生(支)局長」という。）は、<u>社会保険事務局長、全国健康保険協会都道府県支部長</u>（以下「健保協会支部長」という。）及び健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は、<u>国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合</u>からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>	<p data-bbox="1077 229 1176 261">別添 3</p> <p data-bbox="1384 296 1722 331">受領委任の取扱規程</p> <p data-bbox="1108 421 1301 453">第 1 章 総則</p> <p data-bbox="1095 469 1184 501">(目的)</p> <p data-bbox="1081 517 2033 935">1 本規程は、柔道整復師が健康保険法及び船員保険法に基づく<u>府管掌健康保険、組合管掌健康保険及び船員保険</u>の被保険者又は被扶養者に係る療養費並びに国民健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律（以下「高齢者医療確保法」という。）に基づく国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者に係る療養費（以下単に「療養費」という。）の受領の委任を被保険者又は被扶養者から受け、保険者又は後期高齢者医療広域連合（以下「保険者等」という。）に請求する場合の取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1095 999 1184 1031">(委任)</p> <p data-bbox="1081 1046 2033 1318">2 本規程に基づく契約の締結を行うに当たっては、<u>地方社会保険事務局長</u>（以下「事務局長」という。）は健康保険組合連合会会長から受領委任の契約に係る委任を受けること。また、都道府県知事は国民健康保険の保険者及び後期高齢者医療広域連合からの委任を受けた国民健康保険中央会理事長から、受領委任の契約に係る委任を受けること。</p>

3 2の委任は、第2章及び第8章に係る事務等の委任であつて、保険者等における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4 略

5 施術管理者は、第2章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を6の確約を行うに当たって施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に提出すること。

第2章 契約 (確約)

6 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の厚生（支）局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

(受領委任の申し出)

7 6の確約を行った柔道整復師は、様式第2号（様式第2号の2を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の厚生

3 2の委任は、第2章及び第8章に係る事務等の委任であつて、保険者等（政府を除く。）における療養費の支給決定の権限の委任ではないこと。

4 略

5 施術管理者は、第2章に定める手続きを行うこと。ただし、開設者が選任した者が施術管理者である場合は、開設者が選任したことを証明する書類を6の確約を行うに当たって施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に提出すること。

第2章 契約 (確約)

6 受領委任の取扱いを希望する施術管理者である柔道整復師は、様式第1号により、本規程に定める事項を遵守することについて、施術所の所在地の事務局長と都道府県知事に確約しなければならないこと。

(受領委任の申し出)

7 6の確約を行った柔道整復師は、様式第2号（様式第2号の2を含む。）により、柔道整復師が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）から、第3章に定める事項を遵守し、第2章9及び12並びに第8章の適用を受けることについて同意を受け、当該施術所及び勤務する柔道整復師に関する事項について、施術所の所在地の事務局

(支) 局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の承諾)

8 厚生 (支) 局長と都道府県知事は、7の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。

(2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

9 略

(施術所の制限)

10 受領委任の取扱いは、8により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

したがって、柔道整復師が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、厚生 (支) 局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

(申出事項の変更等)

11 柔道整復師は、7の申出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4

長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の承諾)

8 事務局長と都道府県知事は、7の申し出を行った柔道整復師について、次の事項に該当する場合を除き、受領委任の取扱いを承諾すること。また、その場合は、様式第3号により、承諾された当該柔道整復師に承諾した旨を通知すること。

(1) 施術管理者である柔道整復師又は勤務する柔道整復師が受領委任の取扱いの中止を受け、原則として中止後5年を経過しないとき。

(2) その他、受領委任の取扱いを認めることが不適当と認められるとき。

9 略

(施術所の制限)

10 受領委任の取扱いは、8により承諾された施術所（以下「承諾施術所」という。）においてのみ認められること。

したがって、柔道整復師が承諾施術所以外の施術所において受領委任の取扱いを行う場合は、別途、6及び7の手続きを経て、事務局長と都道府県知事が受領委任の取扱いの承諾を行う必要があること。

(申出事項の変更等)

11 柔道整復師は、7の申出事項の内容に変更が生じたとき又は受領委任の取扱いを行うことができなくなったときは、様式第4

号により、速やかに厚生（支）局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の取扱いの中止)

1 2 厚生（支）局長と都道府県知事は、柔道整復師又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

第3章 保険施術の取扱い

1 3 略

(受給資格の確認等)

1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（健康保険被保険者受給資格者票、健康保険被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がな

号により、速やかに事務局長と都道府県知事に申し出ること。

(受領委任の取扱いの中止)

1 2 事務局長と都道府県知事は、柔道整復師又は勤務する柔道整復師が次の事項に該当する場合は、受領委任の取扱いを中止すること。

- (1) 本規程に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 療養費の請求内容に不正又は著しい不当の事実が認められたとき。
- (3) その他、受領委任の取扱いを認めることが不相当と認められるとき。

第3章 保険施術の取扱い

1 3 略

(受給資格の確認等)

1 4 柔道整復師は、患者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証（日雇特例被保険者受給資格者票、日雇特例被保険者特別療養費受給票、船員保険被扶養者証を含む。以下同じ。）によって療養費を受領する資格があることを確認すること。

ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がな

くなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

第4章 療養費の請求

21 略

(申請書の送付)

22 柔道整復師は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等へ送付すること。ただし、24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合は国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）へ送付すること。

(申請書の返戻)

23 保険者等又は国保連合会は、申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、柔道整復師に返戻すること。

くなった後、遅滞なく被保険者証を確認すること。

15～20 略

第4章 療養費の請求

21 略

(申請書の送付)

22 柔道整復師は、申請書を保険者等毎に取りまとめ、様式第6号及び様式第7号又はそれに準ずる様式の総括票を記入の上、それぞれを添付し、原則として、毎月10日までに、保険者等（健康保険組合を除く。）の所在地の事務局長若しくは国民健康保険団体連合会（24により国民健康保険等柔道整復療養費審査委員会が設置されている場合に限る。以下「国保連合会」という。）又は健康保険組合へ送付すること。

(申請書の返戻)

23 事務局長又は国保連合会は、24の柔整審査会の審査対象である申請書の事前点検を行い、申請書に不備がある場合は、当該保険者等に代わり柔道整復師に返戻すること。

ただし、健康保険組合に係る申請書の返戻については、当該健康保険組が行うこと。